

# 令和7年度 第2回小丸川学識者懇談会

令和7年10月31日(金) 10時00分～  
場所：宮崎河川国道事務所 別館3階会議室  
開催形式：対面（WEB併用）

## 議　　事　　次　　第

1 開　　会

2 挨　　拶

3 懇談会の目的と規約

資料1

4 議　　事

計画段階評価手続きについて

資料2

小丸川総合水系環境整備事業の計画段階評価（案）

資料3

5 閉　　会

# 令和7年度 第2回大淀川・小丸川学識者懇談会 座席表

宮崎河川国道事務所 別館3F会議室

<WEB参加>

宮崎大学工学部 教授  
村上 啓介

宮崎大学農学部 准教授  
村瀬 敦宣

<欠席>  
宮崎大学工学部 教授  
鈴木 祥広

南九州大学環境園芸学部 教授  
平岡 直樹

宮崎大学 名誉教授  
杉尾 哲

宮崎大学工学部 教授  
入江 光輝

宮崎大学工学部 准教授  
糠澤 桂

宮崎県弁護士会 弁護士  
五島 自由

宮崎県土地改良事業団体連合会  
常務理事  
浜田 真郎

宮崎河川国道事務所長  
大嶋 一範

宮崎県総合博物館 専門主幹  
糸木 郁朗

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

記者席

記者席

記者席

入口

## 小丸川学識者懇談会

### 【委 員】

氏名	所属・役職	分野
入江 光輝	宮崎大学 工学部 教授	河川工学
五島 自由	宮崎県弁護士会 弁護士	法律
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授 NPO法人 大淀川流域ネットワーク 顧問	河川工学
鈴木 祥広	宮崎大学 工学部 教授	水環境
糠澤 桂	宮崎大学 工学部 准教授	河川生態学
浜田 真郎	宮崎県土地改良事業団体連合会 常務理事	水利
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 教授	景観
村上 啓介	宮崎大学 工学部 教授	水工学・海岸
村瀬 敦宣	宮崎大学 農学部 准教授	魚類
糸木 郁朗	元 宮崎県立西都原考古博物館長 宮崎県総合博物館 専門主幹	歴史・文化

※五十音順 敬称略

資料1

# 学識者懇談会の目的及び開催予定

---

令和7年10月31日  
宮崎河川国道事務所

1. 河川整備計画内容の点検に対して意見を伺う
  - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
  - ・事業の進捗状況及び見通し
  - ・河川整備に関する新たな視点など
2. 河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う

## 大淀川河川整備計画の点検・変更等

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
整備計画の策定・変更	策定 変更								H18.3策定、H30.6変更 (必要な場合に集中開催)
整備計画の点検・再評価	点検	●	●		●	●	●	●	再評価にあわせて実施
	再評価 (河川)				●				5年に1回
	再評価 (環境整備)		●					●	5年に1回
	再評価 (ダム)		●			●			3年に1回

## 小丸川河川整備計画の点検・変更等

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
整備計画の策定・変更	策定 変更					●	●		H25.8策定 (必要な場合に集中開催)
整備計画の点検・再評価	点検	●	●		●	●	●	●	再評価にあわせて実施
	再評価 (河川)						●		5年に1回
	計画段階評価 (環境整備)							●	新規事業採択時評価の前段階
	再評価		●						5年に1回

## 小丸川学識者懇談会規約

### (名称)

第1条 本会は、「小丸川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、小丸川水系河川整備計画（国管理区間）(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映するために、継続的に行う内容の点検及び必要が生じた場合に作成する整備計画の変更の原案について意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

### (組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱す

る。

3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めるこ  
ができる。

### (懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

### (委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名  
する者が職務を代行する。

### (公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

### (事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所に置く。

### (規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2  
以上の同意を得てこれを行うものとする。

### (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会にお  
いて定める。

### (附則)

この規約は、平成27年9月29日より施行する。

(懇談会の目的)

- 1.整備計画内容の点検に対して意見を伺う。
  - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
  - ・事業の進捗状況及び見通し
  - ・河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等）など
- 2.河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う。
- 3.整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う。

(参考1) 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

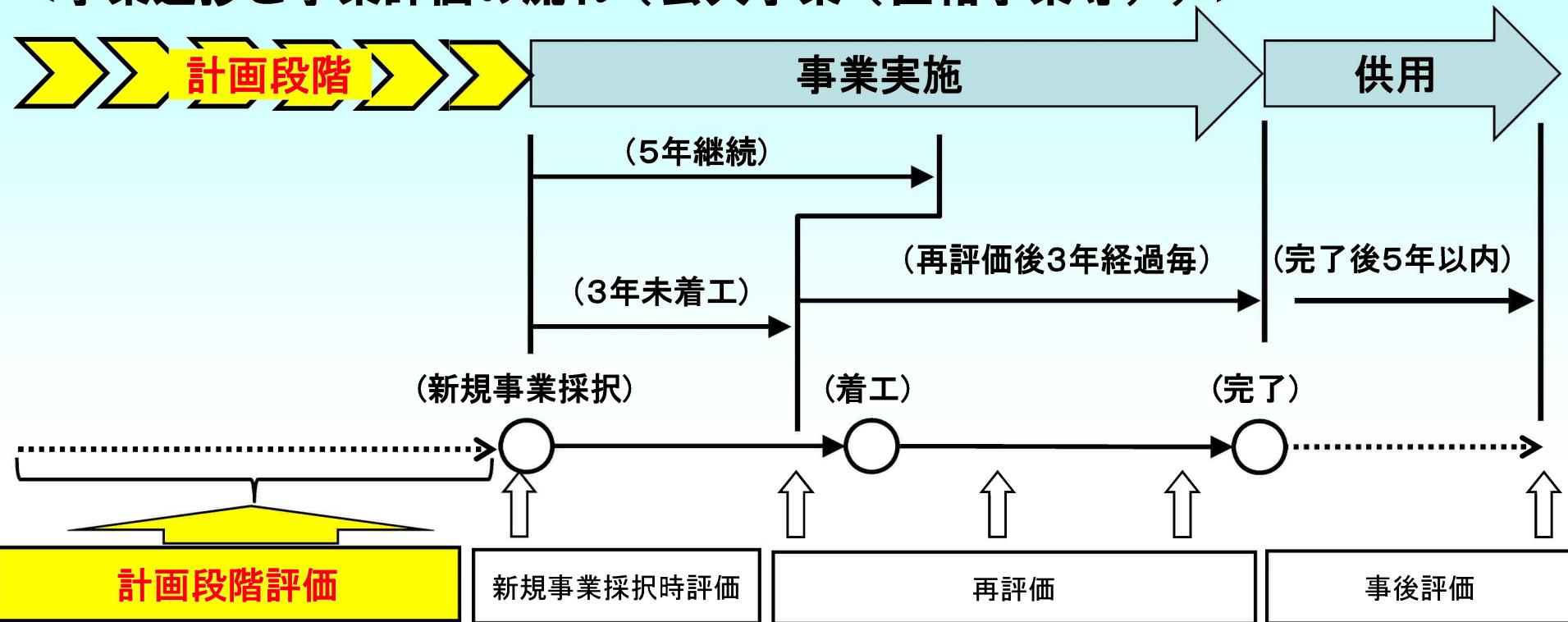
令和7年度  
第2回小丸川学識者懇談会

計画段階評価手続きについて

令和7年10月31日

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

## &lt;事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））&gt;

**【計画段階評価】**

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

**【新規事業採択時評価】**

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

**【再評価】**

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

**【完了後の事後評価】**

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

## 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

## 事業評価の流れ

